

○医療施設等施設整備費の国庫補助にかかる協議等について

(平成九年四月三〇日)

(健政発第四二七号)

(各都道府県知事あて厚生省大臣官房障害保健福祉部長・健康政策・保健医療・児童家庭・保険局長連名通知)

標記の国庫補助については、昭和五四年七月二七日厚生省発医第一三七号厚生事務次官通知の別紙「医療施設等施設整備費補助金交付要綱」により、へき地医療、救急医療、がん等の特殊な医療、不足病床地区等の医療の確保、医療従事者の養成力の充実及び患者の療養環境並びに医療従事者の職場環境の改善等を図ることを目的として行われているところであるが、先般、社会福祉施設等施設整備費補助金の仕組みを悪用した事件が発生したことを踏まえ、当省としては、省内に設置した「施設整備業務等の再点検のための調査委員会」において、今回の事件に係る事実関係の解明、再発防止のため、施設整備等に係る業務の適正化を図るための改善措置を検討してきた。

今般、その検討結果を踏まえ、医療施設等施設整備費の国庫補助にかかる協議等について、今後は左記のとおり取り扱うこととしたので、特段の留意をお願いしたい。

なお、貴管下関係者に対しては、貴職より周知されるようお願いしたい。おって、医療法人の設立についての審査事項等については、別途通知する。

記

1 国庫補助協議対象施設決定方法の明確化

医療関係施設の施設整備における国庫補助協議対象施設決定方法の明確化を図るため、平成一〇年度の整備計画から、以下のとおり取り扱うものとする。

(1) 協議基準

都道府県は、医療施設等施設整備費の国庫補助にかかる協議については、以下の事項に留意し、都道府県で作成している医療計画等を踏まえ、かつ、地域の実状に沿った整備計画であり、その内容を十分精査し、優先度の高いものを協議されたい。

- ① 事業内容が、各事業の実施要綱及び交付要綱に合致したものであること。
- ② 整備の必要性が高く、緊急性を要するものであること。
- ③ 補助事業者と建物所有者が必ず一致した計画であること。
- ④ 間接補助事業については、医療計画を踏まえた都道府県の補助方針等と一致していること。
- ⑤ 協議後において整備計画の内容に大幅な変更を生じないこと。特に、次の項目については、整備計画を作成する段階において十分調整しておくこと。

ア 土地の確保(取得)

イ 資金の確保

ウ 地域の建築に関する条例等(景観条例、農振地域等)

⑥ 整備対象施設については、補助事業の目的に沿って事業が確実に遂行できるものであること。

## (2) 都道府県における国庫補助協議対象施設の選定

都道府県は、国庫補助協議対象施設選定の公正性、国の協議基準との整合性及び協議施設の選定過程の透明性を確保する観点から、合議制による審査を行い、国庫補助協議施設等の公表を行われたい。

### ① 合議制による審査

都道府県は、国庫補助協議の対象施設の選定に当たっては、施設整備の担当課や部局のみの審査によらず、関係他課、他部局を参加させるなど合議制の審査を実施されたいこと。

なお、国庫補助協議については、当該審査を経ていることを条件とするものであること。

### ② 国庫補助協議施設等の公表

都道府県においては、国庫補助協議施設の開設者名及び事業計画(施設名、事業名、事業種別)の公表を行われたいこと。

## (3) 国庫補助協議と社会福祉・医療事業団融資との連携

都道府県は、事業者から提出された整備計画を認める際に、事業者の資金計画の妥当性を確認する必要があるが、特に、一億円以上の国庫補助申請を予定しており、かつ、社会福祉・医療事業団からの借り入れを予定しているものについては、国庫補助協議前に事業団に対して事前の相談を実施されたい。

なお、この具体的な取扱いについては、別途通知する。

## 2 建設工事契約の適正化

医療関係施設の施設整備において、建設工事契約の適正化を図る観点から、契約手続き等については、以下のように取り扱うものとする。

### (1) 競争入札の導入、結果等の公開

契約の公正性及び業者選定の公平性を確保するため、平成一〇年度の補助対象事業から、以下の措置を講じられたい。

① 国庫補助額一億円以上の施設整備を行う場合には、原則として五社以上の競争入札を行われたいこと。

なお、やむを得ない場合にあっては、随意契約を行うことができることとするが、その具体的事例等については、別途通知する。

② 都道府県は、国庫補助額にかかわらず、事業者に入札結果(入札業者名、落札業者名及び落札金額)を届け出るよう指導し、これを一般の閲覧に供されたいこと。また、随意契約を行った場合においても、契約結果(契約業者名及び契約金額)を都道府県に届け出るよう指導し、都道府県においてこれを一般の閲覧に供されたいこと。

(2) 一括下請負の禁止

一括下請負の扱いについては、建設業法第二二条において発注者があらかじめ書面により承諾した場合を除き禁止する旨規定されているが、医療関係施設の建設に当たって一括下請負を認めなければならない特段の事情も想定できないため、この点については例外なく禁止し、平成九年度の補助対象事業から適用するものとする。

なお、補助金交付要綱においても、交付の決定に当たり一括下請負の禁止を条件に付すよう改正を行う予定である。

3 現地調査の実施

補助金交付要綱等において、一二月末日での遂行状況報告書及び完了時点における実績報告書の提出を義務づけ、必要に応じて現地調査を行う旨を定めているところであるが、今後、都道府県においては、補助事業が当初計画に従った建設が進行しているか否かを把握するため、平成一〇年度の補助対象事業から一億円以上の国庫補助金の交付を受けた施設について、建設工事中間時点及び完了時点において、工事監理者及び請負業者立会いのもとで、可能な限り公共事業担当部局との連携を図りつつ、現地調査を実施されたい。